

## ○厚生労働省告示第二百二十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二十五項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月二十六日

厚生労働大臣 上野賢一郎  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 4 法第 6 条第 25 項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～27 (略)	第 4 法第 6 条第 25 項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～27 (略)
28 <u>クラビウイルス属デンゾウイルス 1 型</u> 03135 P D K 15 V 3 株	(新設)
29 <u>クラビウイルス属デンゾウイルス 2 型</u> 99345 P D K 25 株	(新設)
30～33 (略)	28～31 (略)
34 <u>クラビウイルス属デンゾウイルス 3 型</u> 16562 P G M K 30 P D K 4 株	(新設)
35 <u>クラビウイルス属デンゾウイルス 4 型</u> 1036 P D K 40 株	(新設)
36 (略)	32 (略)